

原発がこわい女たちの会  
http://blog.zaq.ne.jp/g-kowai-wakayama/

《 2016年02月 | トップ | 2016年04月 》

検索

2016年03月17日(木)

検索

## 電力自由化と原発～大島堅一氏講演会

アーカイブ

原発がこわい女たちの会では、3月5日、大島堅一(立命館大学教授)さんの講演会「電力自由化で何がどうかわるのでしょうか」を催した。



今年4月から電気を買う電力会社を自由に選べるようになるが、メディアなどみても「どこがお得か」に関心が集まっているようだ。ただしそれだけでなく、電力自由化に問題はないのか、とくに、原発で作った電気はどうなるのか、知りたいところである。40名あまりの参加者は熱心に話に聴き入り、後のQ&Aでも活発な質疑がだされた。講演の内容について簡単にまとめ、報告する。

### (1) エネルギー政策の大転換

日本のエネルギー政策が、荒唐無稽な原子力拡大計画と気候変動対策軽視から、**原発ゼロもしくは縮小、再生エネルギー拡大、電力システム改革**、へと大転換した、という前提についてから。

これまで原子力推進では「ブレーキもハンドルもないアクセルのみの車」のようだった既存の電力会社の体制やエネルギー政策を変えたのは、やはり福島原発事故である。

原発に国民の8割が反対、という状況に時の野田民主党政権も「2030年代原発ゼロ」へシフトせざるを得なかった。原発を2030年までに14基新設と計画していたそれまでとは激変。同時に再エネ普及や電力システム改革の本格化へ方針を固めた。「革新的環境・エネルギー戦略」(2012.9)に詳しい。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/>

自公政権にかわっても、このエネルギー政策を基本的に踏襲している。ただし「**原発の縮小**」には？印が付くことに注目すべき(たとえば、原発比率「2030年に20-22%」を達成するには原発の新増設等が必要となる)。この？印については後でも述べる。原発以外の再エネ、電力システム改革については共通している。「エネルギー基本計画」(2014.4)

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)

### (2) さて電力システム改革とは

簡単に言ってしまうと「電力自由化」である。電気事業は、発電、送電、配電、小売の4つの部分からなっている。日本では4つが統合されて地域独占の電力会社(全国10社)が電気を供給している。4つの事業を電力会社から法的分離し、発電会社、送配電会社、小売会社に分けて、発電と小売を自由化する(送配電は公的役割を残し、ヨコのつながりを持たせた広域運用)。つまり発電と小売では総括原価方式が撤廃され電気料金の規制も廃止される(2020年)。これが当面する4月からの電力自由化だ。競争原理のもと様々なメニューが示されている。

なぜ電力自由化なのか、といえはやはり3. 11以降、震災による電力不足、

2016年11月(2)

2016年10月(1)

2016年09月(1)

2016年08月(2)

2016年07月(4)

2016年06月(2)

2016年05月(1)

2016年04月(3)

2016年03月(2)

2016年02月(3)

2016年01月(2)

2015年12月(4)

2015年11月(2)

2015年10月(1)

2015年09月(3)

2015年08月(3)

2015年07月(2)

2015年06月(2)

2015年05月(2)

2015年04月(2)

2015年03月(2)

2015年02月(2)

2015年01月(5)

2014年12月(3)

2014年11月(2)

2014年10月(2)

2014年09月(2)

2014年08月(1)

2014年07月(2)

2014年06月(1)

2014年05月(3)

2014年04月(4)

2014年03月(3)

2014年02月(1)

2014年01月(3)

2013年12月(4)

2013年11月(1)

2013年10月(3)

2013年09月(5)

2013年08月(1)

2013年07月(3)

2013年06月(5)

2013年05月(3)

2013年04月(2)

2013年03月(6)

2013年02月(2)

2013年01月(3)

2012年12月(2)

2012年11月(1)

2012年10月(2)

原発の長期休止、東電の経営のムダや過剰投資追及などを通して、従来の発送電一貫、地域独占、大規模集中型システムの矛盾が明確になったから。電力システム改革はいま始まったばかりだが、エネルギー源の多様化、システムの市場管理化、ネットワーク化、コミュニティとの結合など、基本的に評価できる点が多い。

(3) このことによる原子力発電への影響はここが、今回の講演の核心部分。

そもそも原発がここまで拡大されてきたのには、日本の原発は事故を起こさないという**安全神話**、石油に代わる“**準国産エネルギー**”という**エネルギー安全保障**、原発は安いという**経済性**、温室効果ガスをださないという**温暖化対策**、が理由付けとされてきた(安全神話のように明らかに破綻したものもある)。

ここで、原発は安いというがそれは非常に限定的である。既存の原発では短期的にみると、燃料費と運転保守費のみで済むので確かに安価に発電できる。だが、中長期的には経営のリスクが大きい。事故やトラブルだけではない、新規基準に適合するための追加的安全対策費用、新規建設では建設費の高騰、それでは投資回収が困難となる、放射性廃棄物処分、廃炉、そして重大事故、等々のリスクをかかえている。

これらの費用を賄ってきたのが**総括原価方式による電気料金**である。しかし2020年に総括原価方式が廃止されると、電力会社は原発の継続自体が困難となる可能性があり、大ピンチ！！

そこで出てきたのが「**原子力を保護した上での電力自由化**」である。原発は保護し、それ以外の電源、事業者は競争させる、というもので、つまり原子力延命策である。経産省のお役人用語では「**事業環境整備**」というそう。大島さんいわく「(措置も用語も)イミわからん。」

原子力延命策(=事業環境整備)の具体例として次のようなものが上げられる。

① **廃炉にともなう損失は電気料金に**

電力会社の資産とされてきた原子力発電設備および核燃料は、廃炉にともない一挙に経営上の損失となる。そこで、2013年から廃炉会計・電気料金制度を変更し減価償却を可能にした。さらに自由化の後には託送料金のしくみを使って電気料金で回収できる法制度が整備される可能性がある(解体費用の引き当て金不足についても同様の対応)。

② **再処理事業の半永久化・自己目的化**

使用済み核燃料の再処理事業は、電力会社の共同出資による日本原燃(会長は八木誠・関電社長)が六ヶ所村で行うことになっている。しかしこれまでガラス固化の失敗など技術上のトラブルと欠陥により、長年操業されないまま、11兆円以上の費用が投入されている。

※再処理費用には電気代として1kWh当たり0.5円程度払っている。1世帯200円/月程度になるが、電気料金の明細には記されていない(再エネ促進賦課金は記されている)。

電力自由化が進むと、電力会社による日本原燃の支援が続けられず、再処理事業が破綻する可能性がある。政府はそれを避けるため、再処理費用を予め拠出し安定的に資金確保するとともに、再処理事業者を認可法人(=民間が事業実施しつつ国が関与)として再処理事業への国の関与を強め、ウラン濃縮、MOX加工、廃棄物処理、輸送事業等の再処理に関わる事業に拡大する「再処理等拠出金法案」を閣議決定した(2月5日)。

**何が何でも再処理事業は継続する**という政府の強い姿勢がうかがえる。

③ **事故に対する損害賠償の問題**

原発の過酷事故がいったん起こるとその費用は莫大となることは福島の実態で明らか。現時点で13兆3000億円(内訳:損害賠償費用6.2兆円、除染費用等2.5兆円、中間貯蔵施設1兆円、汚染水等の事故収束・廃止費用2.2兆円その他)にのぼっている。

これに対し、損害賠償額を有限化することが政府の原子力小委員会で検討されている。有限化されれば原子力事業者の経営は安定化するが、限度額を越えた賠償リスクは自動的に国民へ転化される。

(4) まとめ—課題と展望

このように「**事業環境整備**」のための法制度が着々と整えられつつある。他の電源と同じ条件下で競争すべきところ、原子力だけを保護するというひどい電力自由化である。

このような**原子力への特別優遇策を撤廃し、電力システム改革を適切に実施**することが重要である。

「いったん決まってしまうとそれを変えるのは大変」と大島さん。

講演の中で、とくに強く感じたのは、

- 2012年09月(2)
- 2012年08月(2)
- 2012年07月(4)
- 2012年06月(4)
- 2012年05月(3)
- 2012年04月(1)
- 2012年03月(1)

最新コメント

- [日韓の原発事情、国 by 民守 正義(08/21)
- そもそも、我が和歌 by 清水俊幸(07/25)
- コメントありがとう by sora(12/05)
- 突然すみません。東京 by 里美(11/22)
- 10/26と11/29のチケッ by 角谷(10/23)
- starさんコメントあり by sora(09/14)
- このブログを読むまで by star(09/13)
- こんにちは。メッセ by わんこ(04/15)
- 現在稼働している大飯 by star(04/09)
- 廃炉産業を起こしてほ by kaziharayosiyuki(03/14)

カレンダー

< 2016年03月 >

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

最新記事

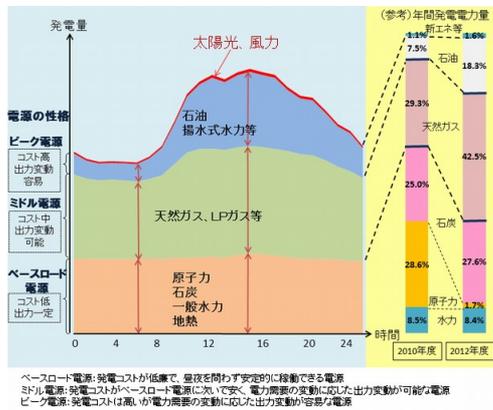
- 琵琶湖が危ない 老朽原発美浜3号も廃炉に！ 11・13琵琶湖集会(11/15)
- 汐見文隆先生、ありがとうございました(11/08)
- 原発がこわい女たちの会ニュース99号発行(10/12)
- 高速増殖炉もんじゅ廃炉へ(09/27)
- 老朽原発・美浜3号機は廃炉に！パブコメを出そう(08/28)
- ピースボートで韓国古里(コリ)原発を見学してきました(08/21)
- 熊本地震の経験から原発の耐震性見直しを要求し、25団体で共同声明を出しました(07/22)
- 老朽原発・関西広域連合へ要望書と和歌山県との話し合い(07/17)
- 原発のない社会を投票で示そう！(07/05)

①電力需要に対する電源構成と優先給電に関して

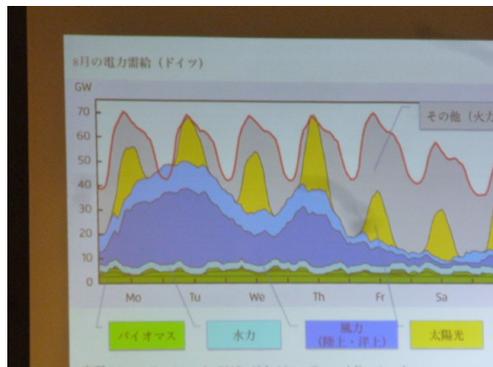
原発ゼロを選択しエネルギー転換を進めるドイツでは、ベースロード発電は死語に近いとのこと。バイオマス、水力が一定量占有し、多くを風力と太陽光の再エネが占める。天然ガス、石油は部分的に利用されるだけ。再エネを優先しており、原子力優先の日本と根本的に異なっている(下の2つの図を比較して下さい)。

政府の「エネルギー基本計画」では、太陽光や風力は出力不安定で供給変動性があり(P.20)、安定供給のために「ベースロード電源に原発を」としてきたのではなかったか?!ドイツでは予測技術が発達し再エネ予測も可能なので、停電などありえない。(日本だって予測技術はあるはず)問題は電気の使い方のルールを変えるだけのこと。…昨夏高浜の集会で聞いた松下照幸さんの話—ドイツではエネルギー源の多様化が図られ、とりわけ地域でエネルギー会社を無数に設立して地域的な自給体制が構築されていること、などを思い出しながら聞いた(ブログ8月25日号参照)。

ドイツの常識は、日本では通らない。彼我の比較は常に考えさせられる。なお、再エネ重視は、ドイツだけでなくヨーロッパでは一般的らしい。



図： 電力需要に対応した電源構成(経済産業省)



図： 講演パワーポイントより・8月の電力需給(ドイツ)

②そして全体を通じてつくづく分かったのは、国民に知らせないまま巧妙に事が進められていくことである。上述の電源構成のこともそうだが、小委員会報告書など目立たないところで既成事実を積み上げては法規制につなげていく手法で、「可及的速やかに実行に移す」ということになる。パブリックコメントにかけられることはあっても、限定的で実効性に乏しいのが現実だ。

たとえば、次の文言、2013年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」の一節である。

(改革を進める上での留意事項として)「電力システムが直面する構造的な変化の下で電力供給の効率性・安定性を確保するには、電力システム改革以外の他の政策的措置が必要となる可能性がある。こうした中、自由化後の電力市場において活発な競争を促す観点から、原子力政策をはじめとするエネルギー政策を含め、何らかの政策変更等に伴い競争条件に著しい不利益が生じる場合には、これを緩和するため、別途その必要性や内容を検討した上で、必要な政策的措置を講じる。」(赤は大島さんによる)

原子力生き残りをかけて、法制度がこのように巧妙に構築されているのだ。…私たちは知らないことが余りにも多い!もともと知って学んでいかなければ、そしてそれを行動に移していかなければ、と思った次第。

原発がこわい女たちの会  
ニュース98号発行(07/04)

SCHEDULER

ナビゲーション

トップ  
記事の投稿  
管理  
RSS  
ログアウト

BLOGariは2017年1月末  
サービス終了します

③かつてMヒ素ミルク事件ではM製品不買運動が一定の成果をもたらしたように、原子力を電源にあてる電力会社とは契約しないという消費者運動をしよう。それには電力各社の「電源構成の情報開示」が前提だけれど。消費者として個々の力は小さくても、集まれば原発推進の電力会社と対等に向き合える。それが可能になるということが、間違いなく自由化の大きなメリットである。

さらに、自宅屋根の太陽光発電や、あるいは省エネ節電も、プロシューマー（プロデューサーとコンシューマーの合成／生産者かつ消費者）的性格を持つととらえると、そこには自立的な生活がひらけてくるのではなかろうか。

番外。あとの質疑で「私たちは4月からどうすれば？どこの電力を選べば？」とねばる人がいて(笑)、大島さんも「ここだけの話」(笑)とご自身の選択を明かされた。自然エネルギーの電力会社を応援するパワーシフト・キャンペーン <http://power-shift.org/> の「デンキエラベル」の例なども教えていただいた。

当日の講演は、YOUTUBE に小谷さんがアップしてくださったので、ご覧ください。(ただし最初は音声聞き取りにくい)  
<https://www.youtube.com/watch?v=5-TZIRyIITE>

2016-03-17 | 記事へ | コメント(0)

2016年03月11日(金)

## 関西電力高浜原発3, 4号機 運転差し止め！

3月9日、大津地裁(山本善彦裁判長)は、福井に隣接する滋賀県の住民の訴えを認め、高浜原発3, 4号機差し止めの決定、朗報です。この1月に再稼働したばかりの3号炉は10日に制御棒を入れ運転停止、トラブルで停止中の4号炉と併せ、高浜原発はSTOPしました。現に運転中の原発に対して仮処分決定が出され、運転を停止させたのは今回がはじめてのことです。しかも新規規制基準の下で。

決定文と弁護団声明はこちらから  
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/16-03-09/>

脱原発弁護団全国連絡会で声明を発表(決定文の解説にもなっています)  
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/statement/16-03-10/>

裁判所は原発の安全性をめぐる、過酷事故対策、耐震性能、津波対策、避難計画の4つの争点(テロ対策を除く)に関して、安全性が不十分であるとして、原発の運転を差し止めました。決定文を読み注目した箇所1, 2を上げておきます。

### 過酷事故対策について

「その災禍の甚大さに真摯に向き合い二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が、債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。」(P44)と再稼働を優先する関電および規制委員会を批判しています。

### また避難計画について

「(福島原発事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に生じた大混乱をよく知っているのだから)その不安に答えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」(P52)として、避難計画が規制委員会の判断の対象外とされている現状を衝き、国家主導で策定すべきと指摘しています。

いずれも福島の事故を教訓とした、読んでいて共感できる内容だと思いました。

脱原発弁護団全国連絡会の声明では、

「大津地裁決定は、市民の意識の変化に対応して、司法も大きく変化してきていることを明確に示した。福島原発事故のような深刻な災害を二度と繰り返してはならない、そのため安全性が確実に疎明されていない原発の再稼働は認められないということを、公平、冷静に、かつ明確に宣言したものだといえる。」と評価しています。

東京電力福島原発の事故から今日で丸5年経ちました。しかし、いまだ10万人もの避難が継続、廃炉作業どころか事故原因の究明すらできてないというのに、再稼働とは何ごとか！というのが多くの被災者や市民の心情です。今回の決定は、この市民感情を代弁するものだと思います。昨年の福井地裁(樋口裁判長)に続いてこのような司法の決定が出たことの影響はほんとうに大きい。あきらめなければ、一進一退であっても事態はちよつとずつ前進していくものなのでしょう。大いに励まされる、嬉しい大津地裁の仮処分決定でした。

以下は原告、弁護団の声明です。

2016年3月9日

### 声明

大津地裁高浜3、4号機運転禁止仮処分申立事件申立人団、弁護団一同

本日、大津地裁は、関西電力高浜原発3、4号機の運転を禁止する画期的な仮処分決定をした。高浜原発3、4号機は、既に原子力規制委員会の設置変更許可その他再稼働に必要な手続を済ませ、4号機はトラブルによって停止中であるが、3号機は、現に営業運転中である。現に運転中の原発に対して運転を禁止する仮処分決定が出されるのは史上初めてである。そして、関西電力株式会社は、この仮処分決定によって、4号機を起動させることができなくなっただけでなく、3号機の運転を直ちに停止しなければならなくなった。福島第一原発事故は膨大な人々に筆舌に尽くしがたい苦痛を与えたが、それでも事故の規模は奇跡的に小さくて済んだ。最悪の事態を迎れば、日本という国家は崩壊しかねなかったのである。大多数の市民が、電力需要が賄える限り、可能な限り原発依存をなくしたいと考えたのは当然であった。そして、その後の時間の経過は、原発が1ワットの電気を発電しなくても、この国の電力供給に何ら支障がないことを明らかにした。もはや、速やかに原発ゼロを実現することは市民の大多数の意思である。しかるに、政府は、着々と原発復帰路線を進めてきた。まだ、福島第一原発事故の原因すら判っておらず、10万人もの人が避難生活を続けているのにもかかわらずである。そして、原発復帰路線の象徴が高浜3、4号機である。ここでは、危険なプルスーマル発電が行われている。もし高浜原発で過酷事故が生じれば、近畿1400万人の水圏である琵琶湖が汚染され、日本人の誇りである千年の京都を放棄しなければならない事態すら想定される。市民がこの政治の暴走を止めるためには、司法の力に依拠するしかなかった。そして、本日、大津地裁は、福島原発事故の原因を津波と決めつけ再稼働に邁進しようとする関西電力の姿勢に疑問を示し、避難計画を審査しない新規制基準の合理性を否定し、避難計画を基準に取り込むことは国家の「信義則上の義務」として明確に述べるなど、公平、冷静に賢明な判断を示した。市民は、今晚から、いつ大地震が高浜原発を襲うか、いつ高浜原発がテロの対象になるかと脅えなければならぬ生活から解放される。担当した裁判官3名(山本善彦裁判長、小川紀代子裁判官、平瀬弘子裁判官)に対し、深い敬意を表する次第である。関西電力に対しては、仮処分異議や執行停止の申立てをすることなく、直ちに高浜3号機の運転を停止させることを求める。関西電力をはじめとする原子力事業者に対しては、目先の利益にとらわれることなく、この美しい国土をこれ以上汚染することなく将来の世代に残していくために、もう一度、営業政策を見直すことを求める。私たちは、既に、将来の世代に対して、高レベル放射性廃棄物の10万年もの保管という負担を押し付けている。これ以上、負担を増やしてはならない。そして、原子力規制委員会は、今回の決定の趣旨を真摯に受け止め、新規制基準の見直し作業に着手すべきである。また、政府は、2030年に原発による発電を20～22パーセントとする等という現行のエネルギー政策を根本から見直して、原発ゼロ政策に舵を切るべきである。

以上

2016-03-11 | 記事へ | コメント(0)

RSS 2.0